

小田原市監査委員公表第 2 号

令和 7 年 1 1 月 6 日付け小田原市監査委員公表第 5 号により公表した監査結果に対して小田原市足柄財産区財産管理者が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和 8 年 2 月 2 6 日

小田原市監査委員 近 藤 正 道

小田原市監査委員 山 崎 佐 俊

小田原市監査委員 神 戸 秀 典

番号	指摘等の内容	措置状況
1	<p>財産台帳において、足柄財産区・大窪財産区・箱根町の共有地分の所有財産について適切に把握されていると判断するに足る資料が得られなかった。</p> <p>該当する土地の疑義について速やかに解消し、所有財産を明確にする必要がある。</p>	<p>登記簿謄本を取得し、登記情報と整合するよう財産明細書及び名寄帳を修正した。財産に関する調書については、来年度反映する。</p>
2	<p>足柄財産区・酒匂財産区の共有地（箱根町小涌谷字上鷹ノ巣439-19外）及び足柄財産区・酒匂財産区・箱根町の共有地（箱根町小涌谷字上鷹ノ巣438-1外）における土地貸付料が収入されていなかった。</p> <p>当該土地に係る収入事務を適正に執行する必要がある。</p>	<p>対象とする債務者（藤田観光株式会社）に対し連絡をし、今年度中に過年分を含めた納付をしてもらうこととした。</p>

3	<p>足柄財産区・酒匂財産区の共有地（箱根町小涌谷字上鷹ノ巣439-2外）及び足柄財産区・酒匂財産区・箱根町の共有地（箱根町小涌谷字上鷹ノ巣440）における土地貸付料について、納期限を記載していない納入通知書により納入の通知をしていた。</p> <p>納入通知書には納期限を記載しなければならない。</p>	<p>納期限については、今後、記載して発行することとする。</p>
---	---	-----------------------------------

小田原市監査委員公表第 3 号

令和 7 年 1 1 月 6 日付け小田原市監査委員公表第 5 号により公表した監査結果に対して小田原市大窪財産区財産管理者が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和 8 年 2 月 2 6 日

小田原市監査委員 近 藤 正 道

小田原市監査委員 山 崎 佐 俊

小田原市監査委員 神 戸 秀 典

番号	指摘等の内容	措置状況
1	<p>財産台帳において、大窪財産区・足柄財産区・箱根町の共有地分の所有財産について適切に把握されていると判断するに足る資料が得られなかった。</p> <p>該当する土地の疑義について速やかに解消し、所有財産を明確にする必要がある。</p>	<p>登記簿謄本を取得し、登記情報と整合するよう財産明細書及び名寄帳を修正した。財産に関する調書については、来年度反映する。</p>
2	<p>地区社会福祉協議会に交付した補助金について、実績報告書が提出期限を過ぎて提出されていた。また、当該報告書に補助対象事業の完了等を確認するための証ひょうの添付がなく、補助金の額の確定に係る審査が十分に行われていなかった。</p> <p>財産区の権能上、財産区による補</p>	<p>提出期限については、小田原市大窪財産区に係る補助金交付要綱に補助事業完了後 1 月以内に提出することと定められていることから、申請者に対し指導を徹底することとする。</p> <p>補助金の額の確定については、交付団体から提出された実績報告書により実施内容を把握し、適正な使途</p>

<p>助金交付は、財産の維持管理上必要なものに限られており、従来から言及してきたように、補助金の在り方自体の検討が必要なところであるが、上述した地区社会福祉協議会への補助金が地方自治法上の補助金として交付される以上は、小田原市補助金の交付等に関する規則等に基づいて、適正に執行する必要がある。</p>	<p>であるか判断をしているが、今後はその裏付けとして領収書等の添付を義務付けることとする。</p>
--	--

小田原市監査委員公表第 4 号

令和 7 年 1 1 月 6 日付け小田原市監査委員公表第 5 号により公表した監査結果に対して小田原市早川財産区財産管理者が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和 8 年 2 月 2 6 日

小田原市監査委員 近 藤 正 道

小田原市監査委員 山 崎 佐 俊

小田原市監査委員 神 戸 秀 典

番号	指摘等の内容	措置状況
1	<p>財産台帳において、自己所有財産について適切に把握されていると判断するに足る資料が得られなかった。</p> <p>該当する土地の疑義について速やかに解消し、所有財産を明確にする必要がある。</p>	<p>登記簿謄本を取得し、登記情報と整合するよう財産明細書及び名寄帳を修正した。財産に関する調書については、来年度反映する。</p>

小田原市監査委員公表第 5 号

令和 7 年 1 1 月 6 日付け小田原市監査委員公表第 5 号により公表した監査結果に対して小田原市桜井財産区財産管理者が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和 8 年 2 月 2 6 日

小田原市監査委員 近 藤 正 道

小田原市監査委員 山 崎 佐 俊

小田原市監査委員 神 戸 秀 典

番号	指摘等の内容	措置状況
1	<p>自治会に交付した補助金について、実績報告書の提出を受けておらず、補助金の額を確定する事務を行っていなかった。</p> <p>財産区の権能上、財産区による補助金交付は、財産の維持管理上必要なものに限られており、従来から言及してきたように、補助金の在り方自体の検討が必要なところであるが、上述した自治会への補助金が地方自治法上の補助金として交付される以上は、小田原市補助金の交付等に関する規則等に基づいて、適正に執行する必要がある。</p>	<p>今後は、実績報告書を受領し、補助金の額の確定を行うこととする。</p>

小田原市監査委員公表第 6 号

令和 7 年 1 月 6 日付け小田原市監査委員公表第 5 号により公表した監査結果に対して小田原市酒匂財産区財産管理者が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和 8 年 2 月 26 日

小田原市監査委員 近 藤 正 道

小田原市監査委員 山 崎 佐 俊

小田原市監査委員 神 戸 秀 典

番号	指摘等の内容	措置状況
1	<p>酒匂財産区・足柄財産区の共有地（箱根町小涌谷字上鷹ノ巣 439-19 外）及び酒匂財産区・足柄財産区・箱根町の共有地（箱根町小涌谷字上鷹ノ巣 438-1 外）における土地貸付料が収入されていなかった。</p> <p>当該土地に係る収入事務を適正に執行する必要がある。</p>	<p>収入事務が滞っていることが判明したため、対象とする債務者（藤田観光株式会社）に対し連絡をし、今年度中に過年分を含めた納付をしてもらうこととした。</p>
2	<p>酒匂財産区・足柄財産区の共有地（箱根町小涌谷字上鷹ノ巣 439-2 外）及び酒匂財産区・足柄財産区・箱根町の共有地（箱根町小涌谷字上鷹ノ巣 440）における土地貸付料について、納期限を記載していない納入通知書により納入の通知をしていた。</p>	<p>納期限については、今後、記載して発行することとする。</p>

	納入通知書には納期限を記載しなければならぬ。	
--	------------------------	--

小田原市監査委員公表第 7 号

令和 7 年 1 月 6 日付け小田原市監査委員公表第 5 号により公表した監査結果に対して小田原市片浦財産区財産管理者が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和 8 年 2 月 26 日

小田原市監査委員 近 藤 正 道

小田原市監査委員 山 崎 佐 俊

小田原市監査委員 神 戸 秀 典

番号	指摘等の内容	措置状況
1	<p>片浦財産区の自己所有地（小田原市根府川字北豆坂 652-1 外）における土地貸付収入について、納期限を記載していない納入通知書により納入の通知をしていた。</p> <p>納入通知書には納期限を記載しなければならない。</p>	<p>納期限については、今後、記載して発行することとする。</p>
2	<p>自治会連合会に交付した補助金について、実績報告書に補助対象事業の完了等を確認するための証ひょうの添付がなく、補助金の額の確定に係る審査が十分に行われていなかった。また、小田原市片浦財産区に係る補助金交付要綱の定めに従って補助金の額を確定していなかった。</p> <p>財産区の権能上、財産区による補</p>	<p>補助金の額の確定については、交付団体から提出された実績報告書により実施内容を把握し、適正な用途であるか判断をしているが、今後はその裏付けとして領収書等の添付を義務付けることとする。また、小田原市片浦財産区に係る補助金交付要綱の定めに従い額の確定をするようにする。</p>

	<p>助金交付は、財産の維持管理上必要なものに限られており、従来から言及してきたように、補助金の在り方自体の検討が必要なところであるが、上述した自治会連合会への補助金が地方自治法上の補助金として交付される以上は、小田原市補助金の交付等に関する規則等に基づいて、適正に執行する必要がある。</p>	
--	---	--